

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	燃料装荷作業において、燃料を吊っていない状態で燃料交換機の主マストを巻き上げていたところ、主マストの不具合を示す信号が発生し、燃料交換機が自動停止したため、対応検討	As	11月20日公表済 (PDF190KB)

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	屋外取水ロススクリーン装置点検作業中の協力企業作業員が、梯子を踏み外し地面より約70cmの高さから落下し、負傷した。病院に搬送し「左足かかとの骨折、左手親指の末節骨骨折」と診断され、本日入院することとなったため、対応検討	A	11月21日公表済 (PDF62KB)

その他： 17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系及びタービン補機冷却系冷却水温度打点式記録計の打点1に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）燃料デイトンク油面計の動作確認用チェッカーに動作不良が認められたため、当該油面計を点検・修理	D	
3	1号機	1～4号機用酸素ガス供給系液化酸素タンク液位及び圧力変換器点検において、当該計器元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系脱塩器（B）出口導電率計の保守用温度表示に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
5	1号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク（A）液位記録計用計装空気配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	2号機	原子炉建屋3階壁面（使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ制御盤付近）化粧モルタルの一部剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	廃棄物処理建屋加熱蒸気戻り系復水回収ポンプ（A）グラウンドパッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
8	3号機	原子炉建屋換気空調系排風機（A）運転操作スイッチの接触不良による手動起動不可が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	5号機	廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージポンプ軸シール水元弁空気駆動部点検において、フレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
10	5号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（A）軸シール水元弁空気駆動部点検において、フレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
11	6号機	高圧炉心スプレイ系ポンプ駆動用ディーゼル発電機補機冷却海水系ポンプストレーナ点検において、集塵バスケットのメッシュ部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	供用期間中検査における超音波探傷検査で使用していた探傷器が、当社による再現性確認の前に故障したため、当該探傷器による探傷検査箇所について、別の探傷器を使用して再検査	D	
13	6号機	原子炉再循環系MGセット補機冷却水海水ポンプ（A）試運転において、ポンプ出口ストレーナ差圧計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
14	6号機	復水脱塩装置超音波樹脂洗浄装置ドレンポンプ（A）入口弁及び軸シール水弁の駆動空気制御用電磁弁（2台）に動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
15	6号機	定期事業者検査のうち原子炉停止余裕検査において、制御棒（10-27）の1ノッチ引き抜き操作を行ったところ、2ノッチ引き抜けてしまう事象が認められたため、検査を延期・対応検討	C	
16	集中環境施設	ペレット等固化設備洗浄水タンク水位計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該水位計を点検・修理	D	
17	その他	貯蔵品年度末一斉棚卸（平成18年度）の実施方法及び実施報告に際し、不適切な処理（立会者の未押捺等）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで